

○震災対策検証委員会 各委員からの震災の課題と提案・提言(5月26日現在)

岐阜県震災対策検証委員会事務局

大項目 中項目 応急対策	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
	5- (1)	災害医療計画の見直し(医療圏、医療の指揮・命令系統)	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県内の多数の傷病者が出る様な災害において、二次医療圏を遥かに超えた対応が必要。 東日本大震災では、DMATが集まりすぎて、右往左往して役に立たなかった。必要度が変化していくことも理解していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害医療計画を根本的に見直し、県レベルでの医療の指揮・命令を整備する必要がある。 医師に関するコーディネーター、コマンダー(指揮者)の養成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置時には、本部の一部組織として、医療救護チームを設置(責任者 健康福祉部長、副責任者 健康福祉部次長) 医療救護チームは、DMATの派遣等、災害時の医療救護体制の確保と医療機関との調整を実施することとなっている。【健康福祉部】 	
	5- (2)	患者医療情報の集約・維持・共有	<ul style="list-style-type: none"> 病院等の被害において、患者の医療情報が失われ継続できないため、避難所の医療がせつな的なものになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 患者医療情報を病院単位ではなく、統一されたサーバー等で集約的に維持する仕組み有効である。例えば、GEMITS/MEDICAがそれを行える。 	現状において、未対策。【健康福祉部】	
	5- (3)	各種被害状況の把握と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 社会インフラ(道路、鉄道、電気、水道)の被災状況把握と情報提供の迅速化 日本医師会災害医療チーム(JMAT)の活動での日本医師会と県の医師会との両者間の情報不足、現地の状況の把握ができていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 収集情報を一元化する防災体制時の組織構築とシミュレーション 被災地域の情報の共有化、一元化 	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県では、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に県内の災害情報を収集・集約・公表する「災害情報集約センター」を設置する。災害発生直後は2～3時間程度を目処にプレスリリースし、迅速な公表・共有に努めている。【危機管理部門】 	
	5- (4)	防災行政無線の活用	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線は整備されているが、上から下に一方通行で、現場から情報を上げる仕組みがない。(無線ルートによる情報伝達・収集の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> 救命活動や物資のニーズなど把握のため、地域内や学校区内ぐらゐの範囲で情報収集が可能であることが必要 	(再掲) <ul style="list-style-type: none"> 防災無線を整備している市町村 42市町村中41(98%) ※東白川村は、住民への情報提供ツールとして、CATV(ケーブルテレビ)網を活用。【市町村】 	
	5- (5)	緊急時医療応援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時医療応援体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時医療応援体制の確立、リスト作り 日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣に備え、ある程度のもの(薬品・機器)が揃った簡易診療所リストがあると便利 	<ul style="list-style-type: none"> 災害医療分野における体制整備は「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」において定めている。これに基づき県と市町村は連携して医療救護活動に取り組むこととしている。【健康福祉部】 	
	5- (6)	医療拠点のインフラ整備(把握)	<ul style="list-style-type: none"> 医療拠点のインフラの把握 災害拠点病院が被災して近寄れない場合の対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> インフラとしての地域の診療所等のリスト化 拠点病院以外の周辺の大きな病院同士の連携の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村は、災害時における医療インフラとして診療所等を必要に応じて指定している。【健康福祉部】 	
	5- (7)	大規模商業施設	<ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設に関する(医療)体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模商業施設に関する(医療)体制の整備を進めてほしい 		